

**(9) 研究倫理審査委員会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

研究倫理審査委員会は、本学の教員等が行う人を対象とする医学系研究について、倫理上の問題がないかを審議し、もって研究対象者及びその関係者の尊厳及び人権を尊重するとともに、本学における研究の適正かつ円滑な推進に資するという目的を達成するため設置されている。

本委員会は、学長の諮問に応じて次の事項を審議している。

- i) 研究実施計画（研究実施計画の変更を含む。）の審査及び再審査に関する事項
- ii) 研究結果報告書の検証に関する事項
- iii) 研究において倫理的、科学的及び社会的問題等が発生した場合の対処方法に関する事項
- iv) その他研究の倫理に関する必要な事項

**イ 組織の構成及び構成員等**

研究倫理審査委員会は、学長が指名する副学長、人文・社会科学分野の教授又は准教授（講師を含む。以下同じ。）2人、自然科学分野の教授又は准教授2人、保健管理センターの教授又は准教授1人、学外の学識経験者3人及び学長が必要と認める者若干人により構成されている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

平成27年度においては、委員会を17回開催した。

**イ 審議された主な事項**

- i) 研究倫理審査（95件）
- ii) 研究倫理審査の実施方法
- iii) 国立大学法人上越教育大学研究倫理規程の一部改正（第19条 モニタリング及び監査）
- iv) 研究に関する説明文書及び同意書の作成例
- v) 不特定多数の児童生徒へのアンケート調査
- vi) 人を対象とする医学系研究に関する審査分野，研究内容による説明文書と同意書の提出についてのフロー図の作成

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等**

学内における研究倫理意識の向上を図るため、人を対象とする医学系研究に関する審査分野，研究内容による説明文書と同意書の提出についてのフロー図を作成し、より申請しやすい環境を整えた。

**③ 優れた点及び今後の検討課題等**

実際の申請案件の審査を通して、研究倫理審査申請が必要な具体的事例について継続して検討するとともに、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日制定）及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」に基づき、委員会における審査を実施することが必要である。

また、委員会におけるQ&A集を策定することが課題である。